

国土交通省所管公共事業の事業評価について

国土交通省では、以下の3段階で事業評価を実施している。

事業評価に当たっては、費用便益分析の実施を求めており、便益として計測できない効果・影響や、住民の合意などの事業の実施環境等についても総合的に勘案して、評価を行うこととしている。

新規事業採択時評価

新規事業の採択時において、費用対効果分析を含めた事業評価を行うもの（平成10年度から導入）。

再評価

事業採択時から5年経過して未着工の事業、10年経過して継続中の事業等について再評価を行い、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適切と認められない場合には事業を中止するもの（平成10年度から導入）。

完了後の事後評価

事業完了後に、事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの（平成15年度から導入）。

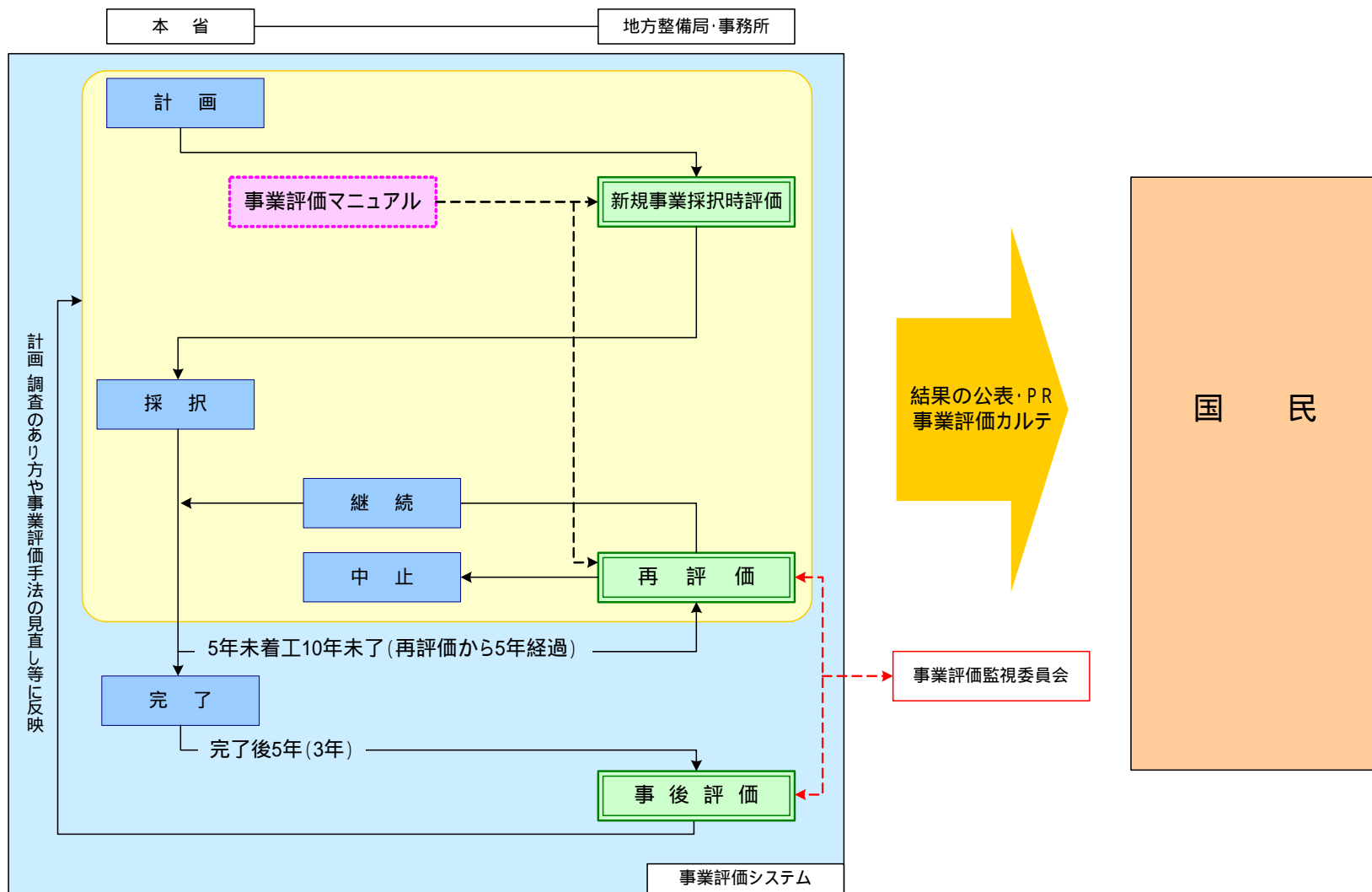


図1 事業評価の流れ

個別公共事業評価の流れ（直轄事業）

